



**スマイルは
医療事務として働く
女性を応援しています**

◆患者が薬を紛失した場合

再投薬分は保険適用とならない

◆同一日に院内処方と院外処方

同一患者に同一日に院内処方と院外処方原則として認められない
※緊急時の臨時処方として行った場合
処方箋料と院内投薬の薬剤料のみを算定する。
院内投薬に係わる処方料、調剤料、調剤技術料は算定できない。



◆1回の受診で処方箋を2枚発行した場合

同一の保健医療機関が一連の診療に基づいて、同時に2枚以上の処方箋を交付した場合は1回として算定する。とあります
『病態変更のため、臨時投薬のため』等コメントを入れ、処方箋料の算定を1回とします

訪問診療の診療報酬

◆往診とは(往診料)

患者の求めに応じて患者家などに行き診療を行う

◆訪問診療とは(在宅患者訪問診療料)

計画的・定期的に患者家などを訪問し診療を行う

往診料・在宅患者訪問診療料だけを行うのであれば届出の必要はありません

在宅時医学総合管理料(月1回)

計画的な医学管理の下に**月2回以上の定期的な訪問診療**を行っている場合に、月1回に限り算定する。

別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出が必要

- 1) 在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料の施設基準
- イ 当該保険医療機関内に在宅医療の調整担当者が一名以上配置されていること。
- ロ 患者に対して医療を提供できる体制が継続的に確保されていること。

会員募集中!

女性医療事務の会 『スマイルippai』

女性医療事務の交流の場です。
自らスキルアップする事で、
医院で認められる存在になることを
めざします



スマイル事業内容

- ・研修会・勉強会・講師派遣
- ・医療事務業務セミナー開催
- ・レセプト点検
- ・できる医療事務員育成
- ・医療事務の会運営

株式会社スマイル

〒573-0154 大阪府枚方市王仁公園3番11号
TEL : 072-380-7866

MAIL : toiawase@smile-cs.com
公式HP : <http://smile-cs.com/>

神原充代ブログ : 「できる医療事務員になりましょう」
<http://ameblo.jp/smile-clinicsupport/>

ホームページへは

レセプト スマイル

検索

認定インストラクター



ORCA 日医標準レセプトソフト